

平成 23 年度 建設技術研究開発助成制度の公募開始について

1. 募集対象、公募区分、交付可能期間

① 実用化研究開発公募

平成 23 年度においては継続課題の公募のみを行い、新規の公募は実施しません。

② 政策課題解決型技術開発公募

(1) 一般タイプ

我が国が直面する重要課題へ対応するための技術研究開発として 3 テーマを設定。

テーマ 1 「気候変動等による激甚な自然災害に対応するための技術開発」

テーマ 2 「住宅・社会資本の高度化、長寿命化に関する技術開発」

テーマ 3 「建設技術の国際展開に関する技術開発」

(2) 中小企業タイプ

地域に精通した中小企業（又は中小企業と地域の大学等との共同研究）による技術開発を支援し、地域的課題解決による地域活性化を促す。SBIR（中小企業技術革新制度）における段階的競争選抜方式を実施。

テーマ「地域の地形・地質、気象、文化等の実情に応じた課題解決に資する技術研究開発」

公募区分	総額	応募条件	交付可能期間
政策課題解決型 (一般タイプ)	3,000 万円まで（継続） 3,500 万円まで（新規）	採択後、産学官の委員会 を設置すること。 等	最大 2 年間（継続） 最大 3 年間（新規）
政策課題解決型 (中小企業タイプ ※注)	【事前調査 (F/S)】 1,000 万円まで 【技術開発 (R&D)】 2,500 万円まで	交付申請者は、中小企業 であること（中小企業と大 学等に所属する研究者等と の共同開発も可）。 採択後、産学官の委員会 を設置すること。 等	【事前調査 (F/S)】 1 年間（助成 1 年目） 【技術開発 (R&D)】 1～2 年間（助 成 2 年目以降）

※注）政策課題解決型技術開発公募（中小企業タイプ）は、段階的競争選抜方式により実施する。具体的には、地域課題の解決に資する技術開発提案について、その技術開発を行うための事前調査（F/S）と、本格的な技術開発（R&D）に補助金を交付するものであり、F/S 終了後にその結果を評価し、R&D へ移行する技術開発提案を絞り込むものである。政策課題解決型技術開発公募における継続課題は「一般タイプ」となります。

2. 申請者の資格

(1) 実用化研究開発公募、政策課題解決型技術開発公募（継続、新規（一般タイプ））

①大学等の研究機関の研究者、②研究を目的とする公益法人または当該法人に所属する研究者、③日本に登録されている民間企業等または当該法人に所属する研究者。

また、これらの者が建設技術に関する研究または技術開発を自ら実施する能力を有する機関に属していること。なお、当該機関は補助金（助成金）の機関経理に相応しい仕組みを備えていることが必要となります。

(2) 政策課題解決型技術開発公募（新規（中小企業タイプ））

ア) 交付申請者

中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人。

※中小企業者とは、以下の資本金基準又は従業員基準のいずれか一方の基準を満たす企業をいう。

業種	従業員規模	資本金規模
建設業・その他業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

注) NPO 法人は含まない。(NPO 法人とは、NPO 法に基づき設置された法人をいう)

イ) 研究代表者

中小企業タイプにおける研究代表者は、交付申請者である中小企業に属する研究者であること。

ウ) 共同研究者

(1) の①～③のいずれかに該当する者。

3. 公募期間

平成23年2月4日（金）～3月8日（火）17時

4. 応募方法

本制度に研究開発課題を応募される方は、府省研究開発管理システム（e-Rad）により申請を行ってください。なお、申請にあたっては、事前に府省研究開発管理システム（e-Rad）への研究機関及び研究者情報の登録が必要となります。

5. 参照ホームページ

- ・ 「建設技術研究開発助成制度」
<http://www.mlit.go.jp/tec/gijutu/kaihatu/josei.html>
- ・ 「府省共通研究開発管理システム（e-Rad ポータルサイト）」
<http://www.e-rad.go.jp/index.html>